第二条中「産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣つている」を「産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（基本理念）

第二条の二　山村の振興は、山村の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面にわたる機能が十分に発揮され、国民が将来にわたつてそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図ることを旨として、行われなければならない。

2　山村の振興は、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業の機会の創出、住民の福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成及び地域間交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進を図ることを旨として、行われなければならない。

第三条中「山村の担つている国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の重要な役割を発揮させるため森林等の保全を図るとともに、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）の規定による国土形成計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるように考慮しつつ、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図ることを旨とし」を「前条の基本理念（次条及び第五条において「基本理念」という。）にのつとり」に改め、同条第一号中「発達させる」を「確保するとともに、山村地域における情報化を図り、及び地域間交流を促進する」に改め、同条第三号中「農林産物の加工業」を「地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び販売業」に改め、「導入、」の下に「地域資源の活用による」を、「育成」の下に「、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保」を加え、同条第五号中「確保」の下に「、介護サービスの確保、高齢者の福祉その他の福祉の増進、教育環境の整備」を加える。

第四条中「国は」の下に「、基本理念にのつとり」を加える。

第五条中「地方公共団体は」の下に「、基本理念にのつとり」を加える。

第七条の二第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「確保」の下に「、介護サービスの確保、高齢者の福祉その他の福祉の増進、教育環境の整備」を加え、「及び労働条件の改善」を「、労働条件の改善等」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「開発」の下に「、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び販売業等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　交通通信体系の整備、山村における情報化及び地域間交流の促進のための施策に関する基本的な事項

第七条の二中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　山村振興基本方針は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）の規定による国土形成計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和について適切な考慮が払われたものでなければならない。

第八条第一項中「、政令で定めるところにより」を削り、同条第四項を削り、同条第三項中「当該山村振興計画」の下に「（産業振興施策促進事項に係る部分を除く。）」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第二項を同条第十四項とし、同条第一項の次に次の十二項を加える。

2　山村振興計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一　振興の基本方針

二　交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進のための施策に関する事項

三　農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び農林水産物等販売業（振興山村において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。）等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保等産業の振興のための施策に関する事項

四　医療の確保、介護サービスの確保、高齢者の福祉その他の福祉の増進、教育環境の整備、生活改善、労働条件の改善等のための施策に関する事項

五　施設の整備、農用地の造成及び集落の整備に関する事項

3　山村振興計画には、前項第三号に掲げる事項に関し、当該振興山村の区域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、観光の振興その他の産業の振興のための施策の促進に関する事項（以下「産業振興施策促進事項」という。）を記載することができる。

4　産業振興施策促進事項は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　産業の振興のための施策を促進する区域（以下「産業振興施策促進区域」という。）

二　地域資源を活用する製造業（振興山村において生産されたものを原料又は材料とする製造又は加工の事業をいう。第十四条において同じ。）、農林水産物等販売業その他の当該産業振興施策促進区域において振興すべき業種

三　前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体に関する事項

四　産業の振興のための施策の促進に係る期間

5　前項各号に掲げるもののほか、山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一　産業振興施策促進事項の目標

二　その他主務省令で定める事項

6　第四項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一　森林資源活用型地域活性化事業（産業振興施策促進区域において、林業者若しくは木材製造業を営む者（林業若しくは木材製造業を営もうとする者又は林業若しくは木材製造業を営む法人を設立しようとする者を含む。）又はこれらの者の組織する団体が、未利用又は利用の程度の低い森林資源を活用することにより、産業振興施策促進区域における産業の振興を図る事業をいう。以下この条及び第八条の六において同じ。）に関する事項

二　補助金等交付財産活用事業（補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業をいう。第八条の七において同じ。）に関する事項

7　振興山村市町村は、山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載しようとするときは、当該産業振興施策促進事項について、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

8　振興山村市町村は、山村振興計画に産業振興施策促進事項として第四項第三号に掲げる事項を記載しようとするときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

9　次に掲げる者は、振興山村市町村に対して、第一項の同意を得た当該振興山村市町村の山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載することを提案することができる。この場合においては、当該山村振興計画に即して、当該提案に係る産業振興施策促進事項の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一　当該提案に係る産業振興施策促進事項として記載しようとする第四項第三号に規定する事業を実施しようとする者

二　前号に掲げる者のほか、同号の産業振興施策促進事項に関し密接な関係を有する者

10　前項の規定による提案を受けた振興山村市町村は、当該提案に基づき山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、産業振興施策促進事項を記載しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。